行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		所管課名	くらし安全・消費 生活課	整理番号	3-20
処分の種類	訪問購入業務の停止命令等				
根拠法令条例 等•条項	特定商取引に関する法律第58条の13第1項、第68条 特定商取引に関する法律施行令第19条				
処分の概要	れた指示に従わな 停止すべきことを ては、その者に対	いかった事業者に 命ずることができる して、当該停止を	違法及び不当な行対し、二年以内の其る。この場合におい命ずる期間と同一のを担当する役員とな	閉を限り、業務の て、事業者が個人 の期間を定めて、ⅰ	全部又は一部を である場合にあっ 当該停止を命ずる
			ヽ尽くされているたと 58条の5から第58st		条の12、第58条の
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	規定に違反し若しく 正及び売買契約の の規定による指示に する業務の全部又 その購入業者が個	は前条第一項各号(相手方の利益が著しに従わないときは、そま一部を停止すべき人である場合にあつる上を命ずる範囲の	業者が第五十八条のこ掲げる行為をしたり く書されるおそれが での購入業者に対し、 ことを命ずることがで では、その者に対し、 業務を営む法人の当	易合において訪問購 あると認めるとき、又 二年以内の期間を呼 きる。この場合にお て、当該停止を命ず	入に係る取引の公 は購入業者が同項 限り、訪問購入に関 いて、主務大臣は、 る期間と同一の期
基準の制定根拠					